相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市善導寺町木塚一六八九番地四、最後の住所福岡県久留米市善導寺町木塚一六八九番地四　被相続人　亡　田中ミツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

福岡県筑後市大字山ノ井三〇六番地一グリーンフォレスト二階

相続財産清算人　弁護士　篠原　一明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市宮前区鷺沼三丁目三番地三、最後の住所大分市汐見二丁目四番二九号

被相続人　亡　渡邉　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

大分県別府市石垣東一丁目九番二〇号テラス石垣三三六号

相続財産清算人　司法書士　阿部　勝臨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市佐土原町下那珂三四四五番地、最後の住所宮崎県宮崎市佐土原町石崎一丁目一番地三　被相続人　亡　金丸　リカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

宮崎県宮崎市瀬頭二丁目一番二七号

相続財産清算人

司法書士法人法務総合サポート

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　山形県酒田市桜林字惣田五二番

二　供託所　山形地方法務局酒田支局

三　供託番号　令和八年度金第九六号

四　供託金額　一、四二七、七四二円

五　裁判所　山形地方裁判所酒田支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和八年（チ）第一号

令和八年七月二十七日

山形県酒田市新橋一丁目四番六号　東海林法律事務所

所有者不明土地管理人　東海林正樹

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　山口県宇部市島三丁目四番一五

二　供託所　山口地方法務局宇部支局

三　供託番号　令和八年度金第六六号

四　供託金額　二、三七三、六三四円

五　裁判所　山口地方裁判所宇部支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第一号

令和八年七月二十七日

山口県宇部市島一丁目七番一三号森ビル三階　野村雅之法律事務所

所有者不明土地管理人　野村　雅之

所有者不明建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第十六項により準用される同条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象建物　山口県宇部市島三丁目四番地一五

二　供託所　山口地方法務局宇部支局

三　供託番号　令和八年度金第六七号

四　供託金額　四九八、五六六円

五　裁判所　山口地方裁判所宇部支部

六　事件名　所有者不明建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第二号

令和八年七月二十七日

山口県宇部市島一丁目七番一三号森ビル三階　野村雅之法律事務所

所有者不明建物管理人　野村　雅之

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　入門真知子

従来の住所　埼玉県戸田市美女木二丁目二〇番地の七

生年月日　昭和二十八年十二月十八日

二　供託所　さいたま地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第八四七号

四　供託金額　一一六万四九五円

五　裁判所　さいたま家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第八〇三七六号

令和八年七月二十七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一番四号細田屋ビル二階工藤啓介法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　工藤　啓介

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　相良　等

従来の住所　東京都足立区中央本町三丁目一三番一号

生年月日　昭和四十三年七月二十八日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第一四四七〇号

四　供託金額　五、九〇三、八七一円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第七二一四八号

令和八年七月二十七日

東京都新宿区新宿六丁目二八番八号　ラ・ベルティ新宿一〇階　渡邊洋法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　渡邊　洋

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を京都府知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

令和八年七月二十七日

左記代理人　オリエンタル酵母工業株式会社

西日本バイオ営業部　部長代理　大竹　聰

一、住所　氏名　大阪府吹田市南吹田四―四―一　大竹　聰

営業保証金額　金五万円

第29期決算公告　令和８年６月25日

北海道苫小牧市真砂町35―21

新北海道飼料株式会社

代表取締役　須田　潤

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	258,820
	固定資産	1,795,210
	合計	2,054,030
負債及び純資産の部	流動負債	876,415
	固定負債	798,987
	(退職給付引当金)	(4,303)
	株主資本	378,628
	資本金	200,000
	利益剰余金	178,628
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	178,128
	(うち当期純利益)	(640)
	合計	2,054,030

第39期決算公告　令和８年６月24日

札幌市中央区大通東２丁目３番地１

株式会社ノーザンクロス

代表取締役　山重　明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,369
	固定資産	11,470
	繰延資産	―
	資産合計	101,839
負債及び純資産の部	流動負債	4,766
	固定負債	50,000
	負債合計	54,766
	株主資本	47,073
	資本金	90,000
	利益剰余金	△ 42,927
	その他利益剰余金	△ 42,927
	(うち当期純利益)	(1,633)
	純資産合計	47,073
	負債・純資産合計	101,839

第32期決算公告　令和８年６月29日

札幌市中央区北４条西１丁目１番地

ホクレン情報サービス株式会社

代表取締役社長　小川　雅勇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,765,167
	固定資産	85,928
	合計	1,851,095
負債及び純資産の部	流動負債	1,097,842
	固定負債	80,033
	役員退職慰労引当金	11,260
	退職給付引当金	68,773
	株主資本	673,220
	資本金	20,000
	利益剰余金	653,220
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	648,220
	(うち当期純利益)	(35,136)
	合計	1,851,095